

平成 25 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第 5 回臨時会 6 月 5 日 開 会  
6 月 5 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 25 年 6 月 5 日（水曜日）

第 5 回南三陸町議会臨時会会議録

平成25年第5回南三陸町議会臨時会会議録

---

平成25年6月5日（水曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（13名）

2番	高橋兼次君	3番	佐藤宣明君
4番	阿部建君	5番	山内昇一君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（2名）

1番	千葉伸孝君	6番	山内孝樹君
----	-------	----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋一清君
建設課長	三浦孝君
危機管理課長	佐々木三郎君
復興事業推進課長	及川明君
復興用地課長	佐藤孝志君
復興市街地整備課長	沼澤広信君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤広志君
公立志津川病院事務長	横山孝明君
総務課長補佐	三浦浩君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤宏明君

教育委員会部局

教育長	佐藤達朗君
教育総務課長	芳賀俊幸君
生涯学習課長	及川庄弥君

事務局職員出席者

事務局長	阿部敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦勝美

議事日程 第1号

平成25年6月5日(水曜日)

午前10時 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第 3 諸般の報告
  - 第 4 行政報告
  - 第 5 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について
  - 第 6 議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について
  - 第 7 議案第 5 8 号 工事請負契約の締結について
  - 第 8 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第5回臨時会でございます。本日より10月31日までクールビズということで対応しますので、職員の皆さんもよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第5回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

欠席議員、1番千葉伸孝君、6番山内孝樹君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成25年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第4回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、先月18日にとり行われました弘川ダム竣工式について申し上げます。歌津地区の弘川ダムサイトにおいて村井嘉浩宮城県知事ほか多数のご来賓並びに工事関係者の出席のもと、弘川ダム竣工式がとり行われました。

弘川ダムは伊里前川の利水と治水を目的に平成21年から本体工事が進められていたものであり、途中東日本大震災の影響により約4カ月にわたる工事の一時中断にもかかわらず、ほぼ予定どおり工事が竣工したことはまことに喜ばしく、ご尽力を賜りました関係各位の皆様に対して心から敬意を表すところであります。

弘川ダムの完成は、伊里前川流域の治水と流域環境の保全、かんがい用水等の安定的な確保はもとより、ダム湖周辺は豊かな自然に恵まれ多くの人々の安らぎの場となることから、新たな観光資源としての利活用が大いに期待をされております。引き続きダム湖については、地域の皆様を含めその利活用の方策を協議してまいりたいと考えております。

次に、5月25日に行われましたモアイ像贈呈記念式典についてご報告申し上げます。

モアイ像贈呈記念式典においては、議員各位にご臨席を賜りましてまことにありがとうございます。おかげをもちましてチリ共和国イースター島を出発したモアイ像は昨年12月に日本に到着し、東京、大阪でのお披露目を終え、このたび南三陸町に寄贈されることになりました。

この一連のモアイプロジェクトは、昨年3月チリ共和国ピネラ大統領が来町し、被災したモアイ像の頭部が移設されていた志津川高校を訪れた際に、当町を初めとした被災地域の復興と希望の象徴としてイースター島でつくられた新しいモアイ像を贈りたいとの申し出を受け、日本、チリ両国の経済交流促進を図る場として設置された日智経済委員会が中心となって実施されたものであります。

昭和35年に発生したチリ地震津波が発端となり、旧志津川町時代から友好関係にありましたチリ共和国からの温かいご支援に感謝するとともに、このモアイ像を長く後世に伝えられるよう大切にしていまいりたいと考えております。

最後に、風疹の予防接種に対する町の支援策についてご報告をいたします。

全国的に風疹の流行が拡大し、当管内でも罹患者が確認されております。風疹は妊娠初期の女性がかかるとウイルスが胎児に感染し、難聴や心疾患などの先天性風疹症候群を引き起こすおそれがあると言われております。この風疹の予防としてはワクチン接種が一番の有効策であると思われまます。当町では、妊娠を希望する19歳以上49歳以下の女性及びその配偶者等を対象に、医療機関においてワクチン接種を受けた場合、一定の助成を実施することといたしました。事業期間は6月1日から平成26年3月31日までと考えておりますが、既に本年4月1日以降に接種を受けた方についても遡及して対応したいと考えております。本事業の実施により今後も円滑な母子保健の推進を図ってまいり所存ですので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時05分 休憩

---

午前10時11分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）  
ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。  
以上で行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第56号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。



本案は、東日本大震災により被災した港地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第56号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

資料は、議案関係参考資料3ページをお開き願いたいと思います。

工事名が防災集団移転促進事業（堺・長羽団地）造成工事でございます。造成工事箇所は、この2つの団地がございます。面積につきましては、堺団地が0.44ヘクタール、長羽団地が0.52ヘクタール、それぞれ7世帯ずつ、合計14世帯分の造成工事でございます。工事といたしましては、土木工事の敷地造成工事が主な内容でございます。入札の状況につきましては記載のとおりでございます。工事期間といたしましては26年3月25日までと設定しております。

次に、4ページの位置図をお開き願います。

団地の位置を示したものでございますが、堺団地につきましては、港地区の国道45号に接する場所で、港仮設住宅入り口の交差点から150メートルほど南に位置した主に畑となっている場所でございます。長羽団地につきましては、もう少し南のちょうど四谷線に接して国道45号から四谷線を吉野沢団地方面に約500メートルほど入った現況が畑のところでございます。

次に、5ページになりますが、堺団地の土地利用計画図でございます。

黄色の部分が宅地でございます。先ほども申し上げましたが、7世帯分の宅地を計画してございます。工種は敷地造成の土木工事が主なものでございますが、そのほかには幅員6メートルの道路整備、111メートルほどになりますが、道路整備のほか水道管の布設工事となっております。

次に、6ページをお開き願います。

長羽団地の土地利用計画図でございます。同じく黄色く着色した部分が宅地の部分でございます。7世帯分の宅地を計画してございます。主な工種は、堺団地と同様敷地造成の土木工事が主なものでございまして、そのほか幅員6メートルの道路整備、約244メートル、そして水道管の布設工事が主なものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 11番です。

いよいよ集団移転の事業について地元業者も落札をしたということで、これから地元業者だけで工事をするんだらうと思いますが、問題は工期の設定であります。内容は、26年の3月25日までの設定でありますけれども、この設定というものを現状どのように考えて、何かその規定はあるんでしょうけれども、どのような現状の状況を勘案した設定をなされておるか。あるいはまた何かの規定の定めに従ってその工期をとっておられるのか。何ら構わずとっておるか。その辺のところをお伺ひします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 工期の設定方法につきましては、工事のボリュームがまず基本となります。今回港地区の場合は2団地ございまして、どちらかと言いますと工事のボリュームが堺団地のほうがやや大きくて、その部分で3月25日という設定をさせていただいているところでございまして、基本的には工事のボリュームによって特に土工事の量が今回工期設定の一つの中心的部分になるのかなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 全ての工事が現在進行中でありまして、その工期というものは定め方によってさまざま今工事のボリュームあるいはさまざまな条件によって違ってきますけれども、この防集移転事業の造成というものは町民が最も待ち望んでいる事業でありまして、そしてこの工期というものに従って定めた工期までには必ず上がるものだと、工事が完了するものだという前提のもとに次の段階のステップのいわゆるハウスメーカー、こういった方々とも既に契約に入っている方々もおられるわけですね。そうしたときに、多分に消費税の問題だとかさまざまな社会的状況もありますから、気持ちがせいであることは焦っていることは町民等しく皆同じだと思うんですね。そうした中で、従来の防波堤工事とか漁港工事のようにこの工期をいい加減なものにして、そこまでに上がらないよということは今後は許されないことだろうと私は考えるわけです。そうしたときに、業者さんから、地元の業者さんですから頑張ってもらえるものという期待をするわけでありまして、工期というものの定めはこれまで以上に許されない厳しさが出てくると考えるわけですが、当局の皆さんはどのように考えておられますか。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 一日でも早く完成して次の住宅建設に資するという部分については考え方は私どもも思っておりますが、ただその一定の工事のボリュームによって、工期をいわゆる被災者のために短縮できるかどうかという部分については非常に厳しいものがあると思います。たまたま防集の団地工事は土工事が中心でほとんどが機械工事、資材の部分といいましても比較的少ないという部分もありますので、定めた工期については当然受注者側は厳守していただくというのが大原則かなと思います。ただ、工事のボリュームを度外視した工事設定を行政側として設定するというのは非常に難しいというところでございますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 課長の説明にありましたように、ボリューム工事が急ぐあまりに余り早い設定をすると、かえってそのことでもって町民に不信感を生むこともあり得るのではなかろうかなと。できないものはできないということで、やはりしっかりした工期設定が必要であろうと。従前に比べてますます工期というもののなが今後重要になってくるという認識のもとに進めていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私も前者同様、工期あるいは内容について伺いをいたしたいと思います。

26年の3月、今年度中ということなのかなと思っておりますけれども、工事の内容を見ると戸数が14戸であります。ボリューム、ボリュームと言ってもわからないです、我々は。どの工事の内容が……、問題は内容なんです。前々から私の記憶では、1戸数100坪で大体1,000万円ぐらいが一つの基本になるような説明がありましたけれども、14戸で1億9,000万円、少ないために工事費も多くなっているのかなと。そういうことでその工事の内容について、工期については議決案件でもありませんので、ただ我々はそれをここで語り合ったり、内容を把握するのが仕事ですので、どのような工事方法なのか。当然工事を発注するにはそれなりのボーリングあるいは設計ができていられるでしょうけれども、港については港中条、あなたも歌津だからよくご存じでしょうが、あそこはかなり低い建物、あの辺に土量を運ぶのか、それともその場所に高いところから低いところに平らにならすという形のものなのか、その辺のボリューム、ボリュームと言ってももちろん内容によって工期が決まるんだから当たり前のお話ですから。

ただ、先日の新聞にもありましたが、気仙沼市、かなり多く発注しましたね、この間。それにはでき上がったところから逐次分譲しますよということを書いていましたね。全部が全部、27年だからそれを待っているわけじゃないんです。その場所によっては、きょうの新聞にも上がっていますよ。早くできたところは早く分譲を始めるんだということも書いておりますので、当町においてもそういうような手配がね。例えば港の場合、特に2カ所ですから1カ所を早目に終了させてもらうとかそのような形で進めたらどうなのかなど。その工事の内容、そして港にもかなり被害が多いんですけれども、14世帯が高台を希望していると。消失された方々がもっともっと多いただろうと思いますが、その中で内容的には自分で土地を見つけて、あるいは自分の土地に建てようとする者が何名で、あるいは他の地区から田の浦とか伊里前から行く人があるのかとか、その辺ちょっと大ざっぱで結構ですのでそれら何点かのお伺いをしたいと思いますので、答弁をお願いをいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ボリュームという部分では土工事がほとんどの大きなウエートを占めているという工事でございます、堺団地では約1万1,000立米の残土が出てくる。長羽団地では約1万立米ほどの残土が出てくると。その残土につきましては、今後想定されます町の漁港工事、防潮堤の工事でありますとか、あるいは県の河川関連の護岸整備の工事に活用すべく付近に仮置きをするという方向で進めてございます。その土工の関係が非常に工期設定の上でも大きなウエートを占めているという状況でございます。

それと、今回港地区の団地につきましては、2団地あるということでございまして、堺団地のほうが土工的にも配水工事、そういったものも含めると一定の期間を要するというところで工期設定をさせていただいておりますが、逆に言えば長羽団地のほうは比較的土工事のボリュームは一定規模あるにしても、比較的他の道路工事とかいろいろないわゆる手のかかる工事というのは余り少なく、どうしても完成時期に差が出てくる可能性はございます。町としては、団地単位で早く終わればその時点で部分引き渡しを受けて、入居者の方に早く貸すなり分譲するなりといった方法は考えてございます。いずれ受注業者とその辺は相談して進めていきたいと思っております。

それと、港地区の被災の状況でございますけれども、津波で全壊された方、35件ほどございます。その中で防集の団地への参加が14世帯ということでございますが、この14世帯の中には他の地区からの方は4名ほどいるようでございます。実質、港地区の方といいますのは引き算しますと10世帯という状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 相当の土量、3万立米以上の土量が全て漁港の工事に用いられるのかどうか。私が言っているのは中条、わかりませんか。高橋傳さん、あの辺がかなり低いでしょう。あそこ中条という。あなた港じゃないからだけれどもね。千葉征市郎君の場所、征市郎さんなんか一家皆そんな感じで犠牲になっているわけですが、あの辺をかさ上げするとすると相当の土量ですよ、2万幾らというのは。それらも含んだ積算がなされて契約をするんでしょう。これらその土量をどうするかは考えるんですか。どこにどのように漁港にそんなに。田の浦漁港、大体2,000立米ぐらいで終わっているんでないか。どこにどういうふうに私はこの機会に中心部である亡くなりましたね、千葉征市郎君か、あの辺に埋めるのが一番の理想的な工事の進め方ではないのかなと思いますが、いかがなものか。

それから、それらがはっきりしているんでしょう。何立米でどこさ何やるか距離で決まるんですから。堺から志津川に持ってくるのと、堺から下に運ぶのは全然違うんですよ。どこの漁港にどう運んで、そういうのが適当に積算されて契約するんですか、あなた方は。きちんとしてびたびたと出ている話だ。今、私は質問しているのは。当然の質問している。契約に当然の。違いますか。そう思います。

それから、できた段階からということですので、できればそういうふうに堺団地は堺団地で進めるというようなことも一つの手法でしょう。ただ、契約をしても、私は二、三日前に寄木に行ってまいりました。小野と山庄がJV組んで契約。ほとんど手がかかっていないんですよ。刈り払いした分が1町歩もありませんよ。あとはほとんど手がかかっていない。何日になりますか、契約して。ああいうやり方はしてはやはりかかるんです。これしか出ないのかと聞いたら、いやこれだけだと。あんたたちどっちから来たんだと言ったら、私は下請の下請の下請だと。刈り払いするのはそんなようなもの。果たしてそんなことで、一日も早く早くこの議場で答弁をして一生懸命やっている、一生懸命やっている、恐らく国のこれから出てくるんでしょうけれども給料問題、いろいろなものには一生懸命やっているんだから、私は余計なことだけれども、何も給料下げなくても、一生懸命やっているから。こういう状態が出てくるんでしょうから、どうせ。そんな考えを持っているわけですが、やはりそういう進捗状況について、町では期間を決めて契約したんだから期間内にできればいいんだということじゃなくて、一日も早く完成させたいということが業者は恐らくそういう考えだと思いますよ。なに、期間が十分あると。これ、まあ、何ね、寝て起きてという言葉がちよっとあるんですが、27年でしょう。そんなに果たして必要なかどうか。ついでだ

から言いますが、藤浜、あれなんかいろいろな面から名前は言いませんが聞いているんですけれども、何もそんなにかからないんだと、時間的にも。一日も早く完成をして、南三陸町、一番トップで高台移転がもう入ったんだよと、新築できるんだよと、そういうことも被災者にとっては必要なことじゃないかなと思いますが、それらの内容についてもう一度答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 残土の利活用につきましては、基本的には町の公共工事あるいは県の公共工事、先ほど漁港と言いましたのは防潮堤というまだ整備をされていない部分も含めて近場のところに仮置きして、少しでも防集事業の運搬距離は短くというのが理想で進めてございます。そういった形で活用していきたいと思っておりますし、寄木の団地の工事につきましては、議員ご指摘のとおりでございまして、刈り払いする部分で少し森林組合さんと業者の繁忙な状況な中で若干おくらせているということでございますが、私どもとしては工期をかえるわけにもいきませんし、当然一日でも早くという部分については業者に指導を今まで以上にしていきたいと考えております。

それと、盛り土の土の利活用の部分なんですけれども、町内全体、防集団地ほとんど切り土の団地がほとんどでございまして、非常にボリュームもかなり残土が出てきます。町の今の机上の数値集計によりますと、町の漁港工事いわゆる防潮堤の工事で使ってもなお土のほうは若干余るという状況になっております。その部分は県の河川護岸であったり、そういった公共的な工事にできるだけ利活用していくべく、防集団地からの土は一定の短い距離の中で仮置きをしていくというところで、候補地選定も含めて今動いているところでございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私は何度も言っているように、港の中心部である中条というんですけれども、あの場所はどのように今後復興しようとしているのか。屋号で言えば、それから征市郎さんとか、あの辺の復旧・復興の考え方は現段階では何も計画は立っていないんですか。土砂が余る、余るって余りませんよ、何ぼでもあそこに埋めたら。3万も5万も入りますからね。しかも距離が近いし。近いところは近いところに運ぶことによってコストもかなり軽減されるんじゃないですか。そのようなことを何で漁港、堤防だけじゃなくかき上げ、この志津川の役場あるところを考えているところなんかをまちづくりにも使っているんですから。そういう考えはないんですか。あそこどのように今後しようとしているんですか。何

もないんですか、計画は。その土砂を利用してあそこに持っていったら、土地もそれなりにいろいろな利用価値があるでしょう。どういう考えですか。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まちづくりあるいは土地利用の観点ということで私から補足をさせていただきますが、中条地区につきましては、私ちょっと具体的に場所がわからないんですが、恐らく海岸に近い低地部で漁村の民家が連担しておられたところなんだろうと思います。

現在、港地区だけではなくて24の漁村の地域ごとに回りまして、漁業の集落再生についてどのようにつくっていかうかということでコンサルティングを入れておりまして、そこに町の職員も入りながら地域の方々と意見交換をしております、もう少しで一回りをするところでありまして。いずれ、その中条地区というのが恐らく港の海に近い中心部だったわけですから、引き続き漁業をされるという方につきまして漁場を整備したり、あとはあずまやをつくったり公園をつくったりという事業の中で、できるものをどんどん入れていくということになろうかと思いますが、基本的に災害危険区域ということに変わりはありませんので、住宅を建てるということにはならないと思います。いずれ、港地区ならず町内全域の漁業集落の第1回目の計画素案がことしの秋ごろをめどにつくるように今努力をしているところであります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、議案第57号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した荒砥地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第57号の細部説明をさせていただきます。

資料は、議案参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

工事名が防災集団移転促進事業の荒砥団地の造成工事でございます。造成の面積が約0.6ヘクタールということで、ここにつきましては6世帯分の造成工事でございます。工種といたしましては、土木工事の敷地造成工事が主なものでございます。入札の状況につきましては記載のとおりでございます、工事の期間につきましては26年の1月31日までと設定をしております。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。

位置図になってございます。荒砥団地の位置につきましては、旧集落の荒砥地区の北側に約400メートルほど入りました丘陵地でございます、2つの町道に接した現況が主に畑の場所でございます。

10ページが荒砥団地の土地利用計画図でございます。黄色で四角く囲まれたところが宅地の部分でございます。6世帯分の宅地を計画してございます。

工種は先ほども申し上げましたが、敷地造成工事の土木工事が主なものでございますが、そのほかに道路整備が約220メートルほど計画してございます。あとは水道管の布設工事という状況でございます。

以上で詳細の説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。



これより議案第57号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第58号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第58号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した平磯地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第58号の細部説明をさせていただきます。

資料は、議案関係参考資料の12ページをお開き願いたいと思います。

工事名が防災集団移転促進事業（平磯団地）造成工事でございます。造成面積が0.41ヘクタール、6世帯分の造成工事でございます。工種といたしましては、これまでの工事と同様、敷地造成の土木工事が主体となっております。入札の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。工事期間26年1月31日までと設定してございます。

団地の位置につきましては、資料戻りまして9ページをお開き願いたいと思います。

平磯地区の現在の平磯仮設住宅のすぐ北側に位置した町道平磯線に接した現況が畑及び山林という状況になってございます。

13ページをお開き願いたいと思います。

土地利用計画図でございますが、四角く黄色で囲まれたところが宅地の計画を予定してございます。工種的には先ほども申し上げましたが、土木工事のほか道路整備が中央に南北に沿って計画してございます。道路整備が約88メートルほどございます。それとあわせて水道管の布設工事の内容となっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第59号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第59号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した袖浜地区の防災集団移転促進事業の造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） それでは、議案第59号の細部説明をさせていただきます。

資料は、議案関係参考資料15ページをお開き願いたいと思います。

工事名が防災集団移転促進事業（袖浜団地）造成工事でございます。造成の面積は0.46ヘクタール、5世帯分の造成工事となっております。工種といたしましては、これまでの団地同様、土木工事いわゆる敷地造成が主となっております。入札の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。工事期間は25年12月25日までと設定しております。

16ページをお開き願います。

袖浜地区の土地利用計画図でございます。団地の位置につきましては、袖浜仮設住宅のすぐ隣接した北側に位置してございます。町道袖浜4号線に接して、周囲は主に畑という状況でございます。黄色の四角く囲まれた部分が宅地でございます。全部で5世帯分で計画してございます。造成工事の土木工事のほかに道路整備といたしまして約220メートル、それと付随する水道管の布設工事が主な工種となっております。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の臨時会で4つの団地の造成工事の入札という議案でありました。

この件につきましてはよろしいんですが、計画されている高台の防集の残っている箇所の進捗状況といいますか、今日のような議会に工事の入札関係がいつごろ出るのか。残っている箇所ですね。今、急に質問されてもなかなか難しいかと思うので、後でいいですから。今わかればいいですよ、口頭でも何でも。あの地区については今こういう状況で、入札かけて議会に出すのはいつごろだとか、そういうの大体でもいいのでわかりたいんですよ。各地区の方々、議員さん、おらほの高台いつやるのっしょという質問がそっちこっちであるものですから、できれば一覧表みたいなもので今の状況、現在の状況、今後の計画なども知っておきたいなと思うんですが、今一覧表なんかはないと思うので、もし口頭でお話しできるのであればおおよそで構いませんからお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ちょっと口頭でお答えする部分については非常に厳しいものがございますけれども、来月も数団地、入札に付したいという箇所もございますが、ピーク、10月ごろまでにほとんどの団地において入札に付したいという現在のスケジュールでございます。ただ、一部の団地、西戸団地なんですけど、ここにつきましては農地整備との換地の関係もございまして、ややそこの団地は少し、年内中ぐらいなのかなというめどをつけてございますが、そのほかについては秋ごろまでに入札に付したいという状況でございます。

資料はいずれ後ほどご提供したいと思いますのですが、まちづくりニュース、そろそろ残った団地、私たちの団地はというお話もかなり聞こえてきておりますので、情報提供に努めていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほど同僚議員からもお話があったように、気仙沼とかほかの地域の新聞でいろいろな情報が流れているわけです。自分が今行こうとする地区名とかが話にも記事にも載らないと、一体どうなっているんだという今皆さん不安を抱いているわけなんです。手っ取り早く我々が全て把握しているだろうということで、電話なり連絡なり会ったときなどは、議員さん、おらほ、なじょになつてるのっしやと言われると、私も順調に進んでいますぐらいしか言えないんですね。具体的にいつごろ設計が終わって、許可をもらって、業者さんに発注しますよという具体的な内容がほしいわけですよ。10月あるいは12月と3カ月というのは非常に長い期間なんですよ。1カ月でも長く皆さん感じられているわけです。きょうも多分この議会で議決になったということで新聞報道されるでしょう。なおさら今度うちはいつだ、うちはいつだということになるわけで、できるだけ近いうちに私どもだけでもそういった今後の計画、見通し等もお知らせいただければ、役場に電話が来る前に我々がその前にお話をすれば、皆さんに電話は来ないということもあるわけですから、その辺も含めながらお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 防災集団移転促進事業につきましては、ただいままで決定されました塚、長羽、荒砥、平磯、袖浜という団地が承認、可決されるわけでございますけれども、このことについてちょっとお聞きしておきたいと思うんですけれども、土木工事一式あるいは水道工事一式というふうに掲げられた予算設定ということの中で、造成工事、つまり図面で見ると皆平らに見えるんですけども、この辺の造成に対する道路に沿っての造成完了といいますか、それは段差があるのかないのか。それから、水道工事についてはどこから引っ張ってきて、何ぼぐらいかかるものか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 議案第59号で申し上げればですが、黄色く四角く囲まれてのり面の表示があるところは少し段差が生じているというところがございます。これにつきましては、各団地によってちょっと土地の形状上、差が出てくるということで、この辺は住

民に対してもしっかりと説明しつつ進めてきておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

水道につきましては、袖浜団地の場合は県道から分岐して埋設してくる予定になってございます。75ミリの管で分岐して埋設をしていくという計画でございます。ちょっと延長までは手元資料がなく把握してございませんが、そういった状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） のり面ができるからそれは地形との兼ね合いでそういう形になるとうことは理解するんですけども、今回のように戸数が少ない場合はいいんですけども、この後出てくる造成には町のメインをどうするか、つまり中央区あたりの造成あるいはアリーナの造成には何十戸あるいは何百戸になるかもしれません。そういうときの造成構想といいますか、その辺は山また山を造成していくので、高台移転候補地は山また山ですからどういうふうに考えておるのか。つまり、メイン道路に沿った市街地造成をどういうふうに考えておるのかということをお尋ねしたい。

それから、水道のほうなんですけれども、つまり現在引かれてある、あるいは過去に引かれてあった配管等々について、これは従来の水源地から考えた水道の布設工事という理解でよろしいのでしょうか。その辺、もう一度。それが工事費としてかからないのか。この後のこともあわせると、工事費用になるんですけども、問題は従来の水源地から引いた場合の工事費とそれから期間。年数が当然かかっていると思うんですけども、そういうこととか、既に決められた箇所からの埋設工事ということであろうと思うんですけども、そういうものの考え方はどういうふうにやってきているのか。あるいはやろうとするのか。その辺を聞かせていただきたいなど。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 中央地区にご質問なのかどうかちょっとわかりませんが、全体的には土地の形状に合わせた土工量を考慮してできるだけその数量、土工の量を減らすような工夫をしながら勾配決定をしてやってございます。ただ、一般的に見ますと沿岸部の地域の方々はどちらかというと、前の宅地と若干段差をつけてほしいといったような逆に要望は多く聞かれるようです。それが50センチ程度とか1メートル程度とかそういった話ではございますが、それでできるだけ要望にかなうような設計も工夫しながらやっているということでございます。ただ、土地の形状上できるものとできないものがございまして、その辺は見きわめをしながら計画をさせていただいているという状況です。

それと水道の関係なんです、ちょっと水道事業所長がおりませんのでどこまで話せるかわかりませんが、いずれ防集のそれぞれの団地については、既存の水道という部分を意識してある程度団地の位置も決めているということもございますので、既存の水道からの分岐をして水圧が足りなければポンプを設置するなど適時対応している状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明で理解しないわけではないんですけれども、つまり期間が余りにもかかるんじゃないかなという思いが被災住民からすれば感じ取られておるわけですよ。そういうことで、今回の場合は3月31日までは大体完成されるだろうということの提案でございますけれども、この造成工事についてはただいま説明にあったように集落単位の高台移転でございますから、あるいは戸数的に少ないわけでございますから、それは段差つまり形状に合わせた造成の仕方というのもこれがよろしいかと思えます。

それから、造成についてこれから取り組もうとする課長が言われた例えば中央区のお話をされたんですけれども、中央区のような場合には戸数が非常に多ございます。そのときに、メイン道路をどこに位置づけて、メイン道路に沿った造成をどういうふうにするか。つまり建物をどういうふうに建てていくかということもこの後の計画で、もしですよ、もし考えておられるならば聞きたいなど。

それから、最初から段差、形状に沿ったということをやった場合には、メインとする市街地が形成されないんじゃないかなと。それはなぜ必要かと申し上げますと、商店街も視野に入れた造成のあり方ということも考えに置いたほうがいいのかないかなという思いからこうした質問をしているわけでございますけれども、そういうことを一つ考えておられるのか。

それから、水道でございますけれども、私は浸水地域がほとんど水源地でございますから、そこへ再度また水源地としてつくってそこから高台移転したものに配管していくのか、敷いていくのかということが非常に工事にかかるし、それからこの後の災害等々を考えた場合にどうなっていくのかということで今水道の関係で質問しているんですけれども、そういうことでなくして町長の答弁であったんですけれども、本当に1万5,000人の水量を確保するには同じ水源地でなければだめだと。つまり伏流水がそこへ1万5,000人の供給量に合うようにやってほしいという考え方でやっているんですけれども、そういうことでなくして私は何回も申しますけれども、危険分散的な水源地の確保ということが今度の水道工事等々にあってもこれが必要不可欠な問題ではないかなと。それは、将来の災害を見据えた水源確保でありそ

れから水道工事であろうと思うんですけども、この辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） まず、志津川市街地の高台の件の造成について説明させていただきます。

ご存じのように3高台で災害公営、防集合わせて約1,100戸程度の造成というのを計画しています。今、浜、浜でやっている防集、7世帯、6世帯ということで、非常に桁数が違うということになるので、議員おっしゃるとおり個々に1地区、1地区、段差を設けるような造成の仕方というのは非常に好ましくないのかなと。また、商店などが形成されるようなところも、非常に段差があつたりすると商売上どうなのかなというのがありますので、まさに今そこのところは詰めているところでして、決して1区画、1区画ごとに段差が出るようなことは最低限ないのかなと考えています。どうしてもただ地形上、段差が出る区画というのは出てくるとお思いますので、その場合にあっても最小限になるように、または道路からの宅地内の乗り入れというのももちろんありますので、そこに支障にならないような造成高というのを今後検討していくということで考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうから市街地の部分についてというお尋ねでございましたので簡単にですが、ご案内のとおり当町、住まいは高台というスローガンでございますので、東、中、西と志津川に限って言えばですが、そのような3地区に分けてやられると、これは今市街地整備課長が申し上げたとおりでございます。

また、商店などのゾーニングということも触れておられましたが、なりわいはそれぞれという観点ですけども、このように大変広い市街地、これを放っておくというわけにはまいりませんので、盛り土をしながら各ゾーニングごとに合わせた使い方をできるだけ早くしていこうということで、今関係各課と急ピッチで考えているところであります。

それから、水源の問題でございますが、議員のご指摘の部分につきましてはこれまでも再三ご回答申し上げてきたとおりでございます。ただ、水源とは別に水道管そのものにつきましては、現在津波の来たところについては仮設ということで露出管になっておりますので、これから工事をやったりあるいは市街地に土を持っていったりということになりますと、その都度、都度今の仮設をまた移動したりということで、仮設、仮設というつながりがしばらくの間続くとおわれます。国道など主要な道路が最終的に完成した段階でしっかりと本設と

ということになるかと思しますので、その水の供給あるいは水源も含めて言いますと、将来的にはその時点で全域での切りかえということを経済も含めて考える時期が必ずやってくると思しますので、そのときまでしっかりと検討するということになるかと思しますのでご理解いただきたいと思します。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 前々者の質問に対してその他の団地は10月ごろまでに示されるという先ほど回答ありましたけれども、志津川地区の市街地についてはいつ、10月まで示されるのかどうか、その辺を1点お聞きしたいと思します。

それから、浄化槽についてなんです、新しいうちを建てて、各家で浄化槽、下水、つくると思うんですが、団地によっては集合的な浄化施設も必要ではないかと私は思いますが、その辺の考え方はどういうふうにしているのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 先ほど10月ごろまでにとこの部分は、志津川の市街地の部分は含めない形のお話でございましたので、その部分は後ほど市街地整備課長から回答させていただきます。

排水処理の関係でございますが、集合処理という部分も一つの案だと思しますが、個別の浄化槽に対しての補助も今回の復興交付金の中でも非常に手厚くされているということもございまして、今後の維持管理という観点も踏まえまして個別処理という方向で現在も進めております。ただ、場所によっては伊里前地区のように既存の公共下水道に接続する、あるいは袖浜地区につきましては、漁業集落排水に接続するという方向で検討してございます。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） では、高台3地区についてご説明させていただきます。

従来よりご説明させていただいたとおり、高台には東地区、中央地区、西地区と3地区ありまして、現在西地区で非常にかたい岩が出てきたことが判明したと。それによって造成がちょっと支障が出るということで、今西地区のフレーム、要はその配置を再検討してまいりました。再検討するに当たって新たに土地のご協力をいただかなければならない地権者等ありまして、鋭意交渉いたしましておおむね今固まりつつあります。西地区のフレームが間もなく固まりつつありますので、そのフレームで当初予定していた入り切らなかった戸数等、中央に持っていったり東に持っていったりという作業がありますので、そういったことでまだ東、中央、西についてフレームが固まっておりません。この3地区につきましても、早々に先ほ



ど言っているように西地区が今もう決まりつつありますので3地区のほうを固めて、いつ造成着工できるかというのを詰めまして、それによっていつその地区で建築が可能になるかという工程を再度検討いたしましてご説明いたしたいと今考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そうしますと、まだいつごろという見通しはつかないのでしょうか。前に質問もありましたように、実はハウスメーカーに早く契約したいんだと、いつごろになったら見通しができるんだと、そういう話も私もされましたので、大体今西地区の話をされましたが、私もこの間ちょっと見学してきました。西地区、中央それから東地区、このところの大体の目安というか、いつごろまでに造成が見通しが示されるのか、その辺の大まかな造成計画は示されないでしょうか。

それから、さっき浄化槽の話をしましたけれども、大きな集团的ないろいろ建物になると、やっぱり集合的にそういう施設も必要でないかなと私は思うんですが、その考え方はないのでしょうか。もう一度お聞きいたします。

○議長（後藤清喜君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 3地区の大まかな造成時期ということなんですが、大変申しわけございません。先ほど来ご説明しているとおりようやくフレームの見直しが間もなく結論出ますので、それを踏まえて先ほど議員ご指摘あったとおりはやはりハウスメーカー、我々が示す工期が今後ぶれてはいけないというのが非常に我々もありますので、ぶれないような時期を工事のボリュームも結構なボリュームがありますので、その辺きちんと積み上げてきちんとした着手時期をお示しできるように今検討していますので、それが出次第お示しいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私のほうで今集合の浄化槽の部分についてお尋ねがありましたので若干お答えをさせていただきますが、基本的に防集団地につきましては、低炭素型の合併浄化槽でやっていくという方向には変わりございません。

一方では震災前、志津川の西在のほうにつきまして公共下水道をやっておったんですけども、今回まちをつくり直す、あるいは道路をつくり直す、そのついでに下水道管もというお話がなかったわけではないんですけども、もともと震災前から下水道につきましては、ここで一区切りをとということもございました。また、仮に高台3地区、東、中、西といったまちが造成されていく中で、中間の集合浄化槽とかあるいは海の近くに終末処理場、そういつ

たものをつくるということもそれはそれで一考あると思いますが、もしまた同じ大きな津波が来てそういった処理施設そのものが流失をしてしまいますと、せっかく高台に家をつくったものの、トイレもお風呂も台所も使えないと。要は生活雑排水を流せなくなるわけですから、その辺については今までどおり合併浄化槽でいくという方針を変えるということは今は考えておりません。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第5回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時22分 閉会